

随意契約の状況

所管：保健福祉課

執行：令和4年4月1日

件名	契約の概要	契約期間	契約の相手方	契約金額(円) (税込)
非営利団体 E-mail配信 ASPサービス 利用契約	SOSネット ワーク事業の メール配信 サービスでの 利用	令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日	函館インフォメーション・ ネットワーク株式会社 代表取締役社長 木村 由香里 函館市本町7番21号	年額 16,500円

随意契約とした理由

本サービスは、電子メールを利用して、一斉配信を行うものであり、その運用について、庁内メールサーバとの連携等、既存設備と密接不可分な関係にある。当該業者は、当町のメールアドレスを管理しているISP(インターネット・サービス・プロバイダ)であり、メール配信時のトラブルに対して直接対処することが可能である。また庁内LANの保守業者でもあるため、既存設備の設定等を熟知しているほか、当該サービスは、選挙管理委員会が運用中の選挙速報メールとして、長年の実績があり、運用に支障がないため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)
よって八雲町財務規則第140条第2項第1号の規定により、同社より見積書を徴した結果、予算の範囲内であったため、随意契約を行ったものである。